

# 彦根市公報

令和5年(2023年)12月15日 第 1 9 0 6 号 金 曜 日

定日発行 毎月 1 日、15 日 2 回

目 次

	告示						
250	0 彦根市議会定例会の招集						1
251	1 彦根市指定下水道工事店の指定(新規)						1
252	2 自転車等の移動および保管						2
253	3 自転車等の移動および保管						2
255	5 居宅介護支援事業者の廃止届を受理したもの						3
256	6 公共下水道の供用および下水の処理の開始						3
257	7 彦根市指定下水道工事店の指定(新規)						3
0 3	公告						
	彦根市農用地利用集積計画公告						4
	彦根長浜都市計画道路事業の変更図書の写しの縦覧に	こついて公告.					4
	教育委員会告示						
23	3 指定管理者の指定						4
0 3	選挙管理委員会告示						
61	1 彦根市選挙管理委員会の招集						5
62	2 選挙権を有する者の総数の 50 分の1の数、6 分の1の	の数および3分	7の10	の数.			5
0	農業委員会告示						
14	4 彦根市農業委員会定期総会の招集		<b></b> .				5
0 ;	水道事業告示						
26	6 彦根市指定給水装置工事事業者の指定						6
27	7 彦根市指定給水装置工事事業者の指定の更新						6
彦根	表市告示第 250 号						
地	也方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 101 条の規定により	0、令和5年]	11 月彦	多根市	可議会	定例	会
を下	·記のとおり招集する。						
,	令和 5 年 11 月 20 日						
		彦根市長	和	田	裕	行	
	記						
1 期	期日 令和5年11月27日						
2 場	場所 彦根市議会議場						
彦根	表市告示第 251 号						
彦;	移根市指定下水道工事店規則(平成12年彦根市規則第13	号)第6条の規	定に』	とり、	令和	5年	10
	日日に、下記のとおり彦根市指定下水道工事店を指定(新			•			
	令和 5 年 11 月 20 日						
		彦根市長	和	田	裕	行	
	記		•			• •	

登録番号名称所在地第 660 号清水 孝二(清水工業)彦根市岡町 109 番地 23

#### 彦根市告示第 252 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。) 第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年11月20日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

令和5年10月10日午前10時頃

令和5年10月13日午後4時頃

令和5年10月17日午前11時頃

令和5年10月17日午後3時頃

令和5年10月19日午後3時頃

令和5年10月23日午前10時頃

令和5年10月26日午後2時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

- 6 返還日時
  - (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12 号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
  - (2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

\_\_\_\_\_

## 彦根市告示第 253 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。) 第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規 定により告示する。

令和5年11月24日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第10条に該当したため

2 移動区域

稲枝駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和5年10月12日午後2時頃

#### 4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

- 6 返還日時
  - (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12 号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
  - (2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話30-6134)

\_\_\_\_\_\_

#### 彦根市告示第 255 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定に基づき、居宅介護支援事業者の廃止届を受理したので、同法第85条第1項第2号の規定により告示する。

令和5年12月1日

彦根市長 和田裕行

事業所の 名称	事業所の 所在地	事業者	サービスの 種類	事業所番号	廃止届受理 年月日	廃止年月日
有限会社め いせい居宅 介護支援事 業所	彦根市新海 浜二丁目 3 番地 6	有限会社めいせい 代表取締役 ト田 満信	居宅介護支援	2570200523	令和5年 10月3日	令和 5 年 11月30日

\_\_\_\_\_

#### 彦根市告示第 256 号

彦根市公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号) 第9条の規定により、下記のとおり告示し、関係図面を令和5年12月1日から同月15日まで(土曜日および日曜日を除く。)彦根市上下水道部上下水道業務課に据え置き、一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 供用および下水の処理を開始する年月日 令和5年12月1日
- 2 供用および下水の処理を開始する区域 正法寺町、野瀬町、法士町および犬方町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置

上下水道部上下水道業務課において縦覧に供する。

- 4 公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置および名称
  - (1) 位置 彦根市松原町 1550 番地
  - (2) 名称 滋賀県琵琶湖流域下水道東北部浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の分流式または合流式の別

彦根市告示第 257 号

分流式

彦根市指定下水道工事店規則(平成 12 年彦根市規則第 13 号)第 6 条の規定により、令和 5 年 11 月 28 日に、下記のとおり彦根市指定下水道工事店を指定(新規)した。

令和5年12月1日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	名称	所在地
第 661 号	北川 知志 (パイプマン)	東近江市小脇町 1276 番地 31

## 公告

#### 彦根市農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、彦根市農用地利用集積計画を次のとおり定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

令和5年11月20日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

\_\_\_\_\_

## 彦根長浜都市計画道路事業の変更図書の写しの縦覧について公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき滋賀県知事の認可を受けた 彦根長浜都市計画道路事業の事業計画の変更について、滋賀県知事から図書の写しの送付を受け たので、同条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により下記のとおり縦覧に供す る。

令和5年11月28日

彦根市長 和田裕行

記

1 施行者の名称

彦根市

2 都市計画事業の種類および名称

彦根長浜都市計画道路事業 3·4·25 号立花船町線

3 事業施行期間

平成13年7月18日から令和7年3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 彦根市立花町および佐和町地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 縦覧場所

彦根市元町4番2号

彦根市建設部道路河川課

\_\_\_\_\_\_

## 教育委員会告示

#### 彦根市教育委員会告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、彦根市公民館の設置および管理に関する条例(昭和56年彦根市条例第3号)第18条第1号の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和5年11月30日

彦根市教育委員会

教育長 西嶋良年

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地

- (1) 名 称 彦根市西地区公民館
- (2) 所在地 彦根市本町一丁目9番1号
- 2 指定管理者となる団体の名称、代表者および所在地
  - (1) 名 称 特定非営利活動法人学問のすすめ
  - (2) 代表者 理事長 野 坂 喜 則
  - (3) 所在地 彦根市和田町2番地11
- 3 指定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

\_\_\_\_\_\_

## 選挙管理委員会告示

## 彦根市選挙管理委員会告示第61号

彦根市選挙管理委員会を下記のとおり招集する。

令和5年11月30日

彦根市選挙管理委員会 委員長 野 瀬 毅

記

- 1 日時 令和5年12月1日(金) 午前9時30分
- 2 場所 彦根市役所本庁舎 会議室 2-1
- 3 議題
  - (1) 在外選挙人名簿の登録の抹消状況について
  - (2) 在外選挙人名簿の登録状況について
  - (3) 永久選挙人名簿の登録の抹消状況について
  - (4) 永久選挙人名簿の定時登録について
  - (5) その他

\_\_\_\_\_

#### 彦根市選挙管理委員会告示第62号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和5年12月1日現在において次のとおりである。

令和5年12月1日

彦根市選挙管理委員会 委員長 野瀬 毅

50分の1の数1,825人6分の1の数15,203人3分の1の数30,406人

\_\_\_\_\_\_

## 農業委員会告示

#### 彦根市農業委員会告示第14号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和5年11月30日

彦根市農業委員会 会長 田 中 金 二

記

- 1 日時 令和5年12月7日(木) 午後1時30分から午後4時まで
- 2 場所 彦根市役所 5 階 会議室 5-1、5-2

#### 3 議題

- (1) 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条第1号の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)について

\_\_\_\_\_\_

## 水道事業告示

## 彦根市水道事業告示第26号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 4 条第 1 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和5年11月20日

彦根市長 和田裕行

記

	μC						
登録番号	571						
氏名または名称	清水 孝二						
当該給水区域で給水装置工事の事業 を行う事業所の名称	清水工業						
上記事業所の所在地	彦根市岡町 109 番地 23						
指定年月日	令和5年10月31日						

\_\_\_\_\_

#### 彦根市水道事業告示第27号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 5 条の 2 第 1 項の 規定により、彦根市指定給水装置工事事業者の指定更新をしたものは、下記のとおりである。

令和5年11月20日

彦根市長 和田裕行

記

記								
登録	氏名または名称	代表者氏名	事業所の所在地	指定年月日	指定の有効			
番号	(事業所の名称)				期限			
365	野々村 和男	_	愛知郡愛荘町南	令和5年9	令和 10 年			
300	(住宅設備ノノムラ)	_	野々目 116 番地 1	月 30 日	9月29日			
366	佐山水道工業株式会	武元 多美子	草津市草津町字	令和5年9	令和 10 年			
300	社	成儿 多天 ]	北森部 1457 番地	月 30 日	9月29日			
368	三田村 俊伸	_	彦根市栄町二丁	令和5年9	令和 10 年			
300	(アクア・サポート)		目 6 番 47 号	月 30 日	9月29日			
370	   有限会社西常商店	西村 敏男	大津市本堅田三	令和5年9	令和 10 年			
370	有限云化四市间泊	四们或力	丁目 11 番 21 号	月 30 日	9月29日			
371	株式会社ニシデン	西田 浩之	東近江市沖野三	令和5年9	令和 10 年			
3/1		四川 石之	丁目8番31号	月 30 日	9月29日			
372	松田 貴洋		彦根市高宮町	令和5年9	令和 10 年			
312	(松貴建設)		2132 番地 3	月 30 日	9月29日			
	瀧上 哲男		   長浜市榎木町 75	令和5年9	令和 10 年			
373	(北滋賀ホームサー	_	番地	月 30 日	9月29日			
	ビス)		11世					
374	株式会社チャキシス	   茶木 隆	彦根市葛籠町 498	令和5年9	令和 10 年			
314	テム	<b>ボバ 性</b>	番地	月 30 日	9月29日			
375	株式会社イワネクス	   濱田   剛彦	東近江市八日市	令和5年9	令和 10 年			
313	コーポレーション	1貝口 門1/彡	東本町1番7号	月 30 日	9月29日			
376	鹿取 豊治	_	米原市上野 734	令和5年9	令和 10 年			
310	(カトリ住設)		番地	月 30 日	9月29日			
	   道明 猛		犬上郡多賀町大	令和5年9	令和 10 年			
377	(道明電機)	_	字富之尾 2032 番	月 30 日	9月29日			
	(地グ)电(液/		地 2					

14 11. 0	+ (2020 +) 12 ); 10 p		多瓜	11, 22 14	>10	1300 / (11)
379	林豊	_		東近江市佐野町	令和5年9	令和 10 年
	(湖栄設備工業所)			874 番地 3	月 30 日	9月29日
384	梅谷 章夫	_		東近江市沖野一	令和 5 年 9	令和 10 年
304	(梅谷設備工業所)			丁目6番14号	月 30 日	9月29日
387	株式会社クラシアン	今田	健治	栗東市手原二丁	令和5年9	令和 10 年
361		ЭШ	连佰	目 4 番地 21	月 30 日	9月29日
388	上谷 邦宏			東近江市伊庭町	令和5年9	令和 10 年
300	(上谷設備)			109 番地 6	月 30 日	9月29日
	西本 計三			野洲市西河原	令和5年9	令和 10 年
389	(ナイスプラザニシ	_		2383 番地	月 30 日	9月29日
	モト)			2000 雷地		
390	<b>木禾電乳州士</b> 人址	+++	篤司	彦根市葛籠町2	令和5年9	令和 10 年
390	森秀電設株式会社	中村	馬미	番地	月 30 日	9月29日
201	小松 武史			彦根市八坂町	令和5年9	令和 10 年
391	(小松電気八坂店)	_		2837 番地 4	月 30 日	9月29日
200	古细乳供灶士众址	古伽	丘場	守山市洲本町	令和5年9	令和 10 年
392	東郷設備株式会社	東郷	兵次	1459 番地	月 30 日	9月29日
202	中川 圭司			長浜市安養寺町	令和5年9	令和 10 年
393	(中川電設)	-		761 番地	月 30 日	9月29日
				京都市南区上鳥	令和5年9	令和 10 年
395	株式会社アクセス	金井	周平	羽南岩ノ本町 24	月 30 日	9月29日
				番地		
000	甲賀電気設備株式会	亚小	/=  - <del> -  -  -  -</del>	甲賀市甲賀町相	令和5年9	令和 10 年
396	社	西谷	敏雄	模 197 番地	月 30 日	9月29日
207	松塚 政義			長浜市西上坂町	令和5年9	令和 10 年
397	(ナカマサ建設)	_		102番地2	月 30 日	9月29日
402	目加田 昌泰			彦根市平田町 185	令和5年9	令和 10 年
402	(目加田住設)			番地 26	月 30 日	9月29日
403	株式会社丸林設備	丸林	武	野洲市上屋 1383	令和5年9	令和 10 年
403	<b>小八五</b>	プログド	III,	番地 5	月 30 日	9月29日
	北村 慎			犬上郡多賀町大	令和5年9	令和 10 年
404	(北村シビルエンジ	_		字萱原 876 番 1	月 30 日	9月29日
	ニアリング)			号		
405	有限会社スガイ設備	小菅	<b></b>	大津市丸の内町8		令和 10 年
100	工業	√1. Þ	<del></del>	番 20 号	月 30 日	9月29日
406	川村 泰紀	_		長浜市八幡中山	令和5年9	令和 10 年
100	(川村左官)			町 426 番地	月 30 日	9月29日
410	西堀 学	_		犬上郡甲良町下	令和5年9	令和 10 年
110	(西堀ヤ左官店)			之郷 1539 番地	月 30 日	9月29日
412	吉原 真吾	_		長浜市西上坂町	令和5年9	令和 10 年
	(吉原設備工業)			1228 番地 1	月 30 日	9月29日
413	日比 仁	_		長浜市神照町 688	令和5年9	令和 10 年
	(日比設備)	1		番地 6	月 30 日	9月29日
417	中村、先喜	_		甲賀市水口町宇	令和5年9	令和 10 年
	(中村管工)			田 874 番地 8	月 30 日	9月29日
418	澤村元紀	_		東近江市大沢町	令和5年9	令和 10 年
	(モトキ電設)	-		197番地	月 30 日	9月29日
419	フジタ設備工業株式	藤田	武志	栗東市下鈎 1508	令和5年9	令和 10 年
	会社			番地	月 30 日	9月29日
421	吉川 廣平	—		東近江市きぬが	令和5年9	令和 10 年
	(吉川電機商会)	1		さ町 151 番地	月 30 日	9月29日
422	松﨑正法	-		甲賀市甲南町池	令和5年9	令和 10 年
	(松﨑管工) 小嶋 匡史	-		田 1474 番地 39	月 30 日	9月29日
423	小鴨   <b>E</b> 史   (コジマテック)	_		彦根市岡町1番 地	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
	( · · · · · / · · / · / / / / / / / / /	I		<sup>노</sup> 면	77 JU H	3 /7 /3 F
I						

(P8)	第 1906 号		彦根市	万 公 報	令和5年(2023年	年)12月15日
424	株式会社イースマイル	島村	禮孝	大阪市中央区瓦 屋町三丁目7番3 号イースマイル ビル	令和5年9 月30日	令和 10 年 9 月 29 日
425	岡田 敬之 (岡興業)	_		大上郡多賀町大 字多賀 1600 番地 92	令和5年9 月30日	令和 10 年 9月 29 日
428	株式会社K燃	木下	信彦	彦根市佐和町7 番3号	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
429	柴田 和彦 (光和設備)	_		長浜市室町 270 番地 3	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
434	村松 量徳 (HOT設備)	_		彦根市犬方町 3 番地 1	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
437	三須 尚雄 (サン電設工業)	_		彦根市開出今町 1573 番地 30	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
438	中村 正春 (中村開発工業)	_		彦根市松原町 3663 番地 4	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
439	森川 裕司 (建翔)	_		長浜市新庄寺町 112番地 14	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
440	久保 創 (久保左官工芸)	_		東近江市三津屋 町 350 番地 2	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
441	アースマーシ有限会社	富田	恒和	東近江市野村町 234番地	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
442	株式会社幸栄	國本	一男	大津市下阪本一 丁目 19 番 3 号	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
443	株式会社ハシモト	高松	竜司	守山市守山六丁 目 18番 33号	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
446	阪東 康広 (TB商会)	_		長浜市朝日町 26 番 22 号	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
447	大津マルヰ株式会社	田中	康雄	大津市下阪本四 丁目4番1号	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
450	株式会社西村設備工 業	西村	善幹	蒲生郡竜王町大 字橋本 456 番地	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
455	有限会社小森設備工 業	小森	克也	長浜市高月町柏 原 1357 番地 1	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
456	湖北総合開発株式会 社	植田	薫	彦根市甲田町 555 番地	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
458	巨椋 裕通 (巨椋商店)	_		長浜市平方町 1135番地4	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
459	川那部 達也 (関西クリスタルサ ービス)	_		草津市追分八丁 目 4 番 10 号	令和5年9 月30日	令和 10 年 9 月 29 日
460	森 秀夫 (森設工業)	_		野洲市富波甲 862 番地	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
462	株式会社井上水道工 業所	中西	清二	草津市草津町 1515番地の 6	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日
463	長谷川 武成 (長谷川工業)			長浜市高月町高 月 1172 番地	令和 5 年 9 月 30 日	令和 10 年 9 月 29 日